

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景と趣旨

これまで本市における次世代育成支援関連の施策・事業については、就学前児童及びその児童を養育する家庭を主たる対象とする「とよた子どもスマイルプラン（豊田市次世代育成支援行動計画）」並びに、6歳から20歳代までの年齢層の青少年を対象とする「とよた子どもスマイルプラン・青少年編（豊田市次世代育成支援行動計画）」の2つの計画に基づいて実施してきました。

両計画は、とよた子どもスマイルプラン・青少年編の策定時から相互に整合を図りながら推進してきましたが、次世代育成支援対策推進法により義務付けられている後期行動計画の策定にあたり、一体的な見直しを行い、2010（平成22）年度から一本化しました。

また、2007（平成19）年に制定した「豊田市子ども条例」（以下、「子ども条例」という。）においては、子どもの権利を保障し、子ども

にやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための「豊田市子ども総合計画」（以下、「子ども総合計画」という。）の策定が規定されていることから、本計画においてその具体化を図ります。

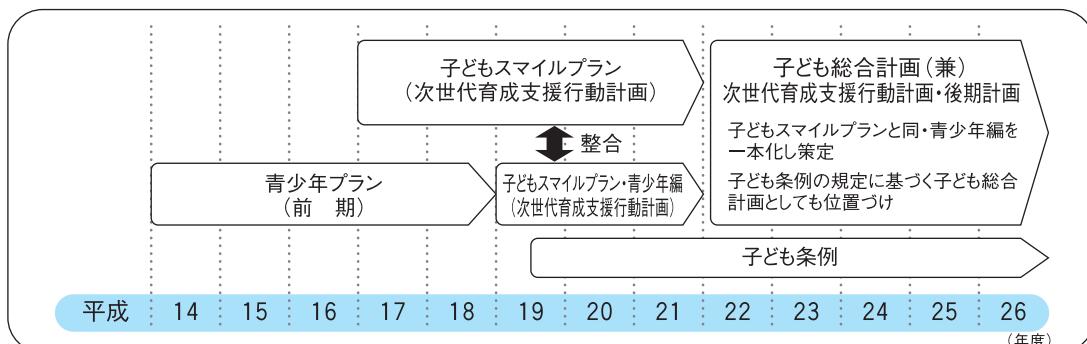
なお、依然として進む少子化対策の取組の強化に加え、子ども施策の総合化に向けた対応が必要とされていることも、本計画策定の背景として挙げられます。

さらに、2009（平成21）年7月には子ども・若者育成支援施策の総合的推進の基本法として、子ども・若者育成支援推進法が公布されたことから、同法の趣旨・目的も踏まえ、地域における子ども・若者育成支援施策の枠組みや社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク体制の整備に向けた取組を推進することとします。

計画策定の背景、目的

- ①少子化対策の取組方針の明確化と政策の具体化
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画の策定の義務付け
- ③子どもスマイルプラン及び同・青少年編の計画一本化
- ④子ども条例に基づく「子ども総合計画」の具体化
- ⑤子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援施策の具体化

子ども総合計画（兼）次世代育成支援行動計画・後期計画と既定計画等との関係





第1章 策定の趣旨

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画・後期計画」並びに、子ども条例に規定する「子ども総合計画」の両方の位置づけを持つものです。

また、第7次総合計画・分野別計画を具体

化するものであり、とりわけ、重点戦略プログラム「次代を担う子どもの育成」の実現を図るための具体的行動計画としての役割を担っています。

3 計画の対象

既定の「とよた子どもスマイルプラン（豊田市次世代育成支援行動計画）」と「とよた子どもスマイルプラン・青少年編（豊田市次世代育成支援行動計画）」の対象範囲を踏まえ、妊娠・出生から子どもの自立までの一連の過程をトータルに支援することを重視し、妊娠期を含めた0歳から20歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。

ただし、対象年齢が広範囲に渡るため、施策分野別あるいは子どもの年齢や発達段階別に施策体系を整理して示します。

なお、この計画において「子ども」とは、子ども条例の規定に基づき概ね18歳未満の子どもを指し、「青少年」は、概ね小学生から20歳代までの年齢層について述べる際に用いています。

4 計画期間

次世代育成支援行動計画・後期計画に合わせて、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間を計画期間とします。以後5年ごとに市民意識調査等を実施し、

計画の見直しを行います。また、計画期間中においても、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

5 計画策定における2つの枠組み

本市においては、「とよた子どもスマイルプラン（豊田市次世代育成支援行動計画）」及び「とよた子どもスマイルプラン・青少年編（豊田市次世代育成支援行動計画）」（以下、両計画を合わせて「前期行動計画」という。）に基づく取組を着実に推進してきたところです。行政組織についても保健・福祉・教育の連携を図る「子ども部」に早くから改編し、全国に先駆けた取組として、保育園及び幼稚園の一体的な運用を図る「こども園」の創設、乳児家庭に対する「おめでとう訪問」の実施、「子ども条例」の制定などを進めてきました。

次世代育成支援行動計画・後期計画にあ

たる本計画の策定においては、前期行動計画における基本的な考え方、視点、取組等の基軸は踏襲しつつも、従来の取組から更なる一歩を踏み出し、市民、地域団体、企業等の力を活用して地域社会全体で子どもを育てるという「共働」の視点を強化した取組を重視します。

また、本計画は子ども条例に規定する「子ども総合計画」に位置づけられるものであることから、計画の推進にあたり、「子どもにとって最も良いことは何か」という視点に照らし合わせながら、子ども条例に規定する方針を具体化していくことが必要です。

(1) 後期行動計画としての課題～「共働」の更なる重視

前期行動計画においては、「子育ち支援」、「親育ち支援」、「互助の再生強化」という基本的視点を重視し、それらを実現するための具体的な施策を掲げ、積極的な取組を進めてきたところです。この考え方に基づく取組として、2007(平成19)年には子ども自身がワークショップ等に参加する形で「子ども条例」が制定され、子ども自身の主体性を重視し、子どもの権利を総合的に保障する枠組みが規定されました。

また、親が子育てにあたって果たすべき役割や責任を自覚し、子育てに関して考え、行動する力を高めることができるように、様々な相談支援や教育学習の機会が整備されてきました。そのほか、「共働」の視点から、地域における子育て支援ネットワークの形成や市民参加型の子育て支援活動の立ち上げが図られてきたところです。

このように前期行動計画においては、「子育ち」、「親育ち」、「互助」の実現に向けた

取組に一定の成果がみられます。本計画策定にあたって実施した市民意向調査においても、子育て支援や子ども・親主体の活動等について多くの市民が参画の意向を示し、市民における自立性や主体性の醸成がみられます。しかし、残された課題としては、これまでの子ども、親、地域の力の引き出しが、主に行政主導での枠組みで進められたものであり、主体性が十分ではなかったということがあります。これからはさらに、子ども、親、地域それぞれが、自ら選択、意思決定し、考えを表明するといった「主体性」を持ち、家庭、地域、社会といった共同体の運営において役割と責任を担う「自立」した存在となっていくことが求められます。具体的には、子どもや親自身による活動の企画や運営、市民の発意による子育て・子育ちを支援する活動の振興など、「共働」の視点を更に重視した取組を進めていくことが求められます。

(2) 「子ども条例」の推進～条例に規定する方針の具体化

子ども条例は、本市の子どもや大人を含めた市民が条例案の起草段階から参画し、2007(平成19)年に社会全体で「子どもにやさしいまちづくり」を進めていくための約束として制定されました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画であるとともに、子ども条例で規定する「子ども総合計画」としても位置づけられることから、同条例で規定する「子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進める」という目的を踏まえたものとなっています。

本市は子どもの視点を重視し、「子どもにとって最も良いことは何か」という観点に立って、必要とされる取組を市独自に考え推進していきます。本計画の策定過程や進捗確認等においても、子ども自身の意見を取り入れ、子ども自身のまちづくりへの参画を支援・促進していきます。こうした取組を積み重ねることにより、子どもと大人

の間の信頼関係が築かれ、子どもの視点から見た「子どもにやさしいまちづくり」につながっていくのです。本計画に定めるまちづくりにかかる施策・事業については、子どもの参画が担保されるような工夫が求められます。

すでに本市は、「子どもの権利の保障」を具体化していくために、現在、子ども条例に定める「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」を中心に、子どもの権利を総合的に保障する仕組みづくりに取り組んでいます。

子ども条例の市民への普及は発展段階であり、子ども・保護者・市民の認知度や理解はまだ十分とはいいません。子ども条例の趣旨、目的及び子どもの権利に関する規定が市民に正しく理解され、日々の生活において具体的な行動として実践されるよう、子ども条例の具体化を推進することが求められます。